

令和5年2月6日
政 策 経 営 部

世田谷区組織条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

子どもに係る施策を一体的に推進するため、組織を改正するとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

2 条例改正の内容

第1条の表保育部の項を削る。

第2条の表子ども・若者部の項第2号中「母子」を「ひとり親家庭」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 保育に関すること。

第2条の表保育部の項を削る。

3 施行予定日

令和5年4月1日

世田谷区組織条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区組織条例</p> <p style="text-align: right;">平成2年11月15日条例第45号</p> <p>改正</p> <p>平成6年3月14日条例第1号 平成7年3月10日条例第1号 平成8年3月13日条例第1号 平成9年3月12日条例第1号 平成10年3月12日条例第3号 平成11年3月11日条例第4号 平成12年3月13日条例第2号 平成13年3月13日条例第2号 平成14年3月13日条例第4号 平成15年10月1日条例第61号 平成16年3月12日条例第4号 平成18年3月14日条例第2号 平成19年3月14日条例第3号 平成20年3月11日条例第1号 平成21年3月9日条例第1号 平成26年3月7日条例第2号 平成27年3月9日条例第1号 平成28年3月8日条例第1号 平成29年3月7日条例第3号 平成30年3月6日条例第3号 平成31年3月5日条例第2号 令和2年3月4日条例第2号</p> <p>世田谷区組織条例</p>	<p>○世田谷区組織条例</p> <p style="text-align: right;">平成2年11月15日条例第45号</p> <p>改正</p> <p>平成6年3月14日条例第1号 平成7年3月10日条例第1号 平成8年3月13日条例第1号 平成9年3月12日条例第1号 平成10年3月12日条例第3号 平成11年3月11日条例第4号 平成12年3月13日条例第2号 平成13年3月13日条例第2号 平成14年3月13日条例第4号 平成15年10月1日条例第61号 平成16年3月12日条例第4号 平成18年3月14日条例第2号 平成19年3月14日条例第3号 平成20年3月11日条例第1号 平成21年3月9日条例第1号 平成26年3月7日条例第2号 平成27年3月9日条例第1号 平成28年3月8日条例第1号 平成29年3月7日条例第3号 平成30年3月6日条例第3号 平成31年3月5日条例第2号 令和2年3月4日条例第2号</p> <p>世田谷区組織条例</p>

改正後	改正前
<p>世田谷区組織条例（昭和58年6月世田谷区条例第21号）の全部を改正する。</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、区長の権限に属する事務を分掌させるため、別に定めるもののほか、世田谷区に次の部を置く。</p> <p>政策経営部 総務部 危機管理部 財務部 生活文化政策部 地域行政部 スポーツ推進部 環境政策部 経済産業部 清掃・リサイクル部 保健福祉政策部 高齢福祉部 障害福祉部 子ども・若者部</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>都市整備政策部 道路・交通計画部 土木部</p> <p>（分掌事務）</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>政策経営部</p> <p>（1） 区の総合的な政策及び経営並びに区政の調整に関するこ</p>	<p>世田谷区組織条例（昭和58年6月世田谷区条例第21号）の全部を改正する。</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、区長の権限に属する事務を分掌させるため、別に定めるもののほか、世田谷区に次の部を置く。</p> <p>政策経営部 総務部 危機管理部 財務部 生活文化政策部 地域行政部 スポーツ推進部 環境政策部 経済産業部 清掃・リサイクル部 保健福祉政策部 高齢福祉部 障害福祉部 子ども・若者部</p> <p><u>保育部</u></p> <p>都市整備政策部 道路・交通計画部 土木部</p> <p>（分掌事務）</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>政策経営部</p> <p>（1） 区の総合的な政策及び経営並びに区政の調整に関するこ</p>

改正後	改正前
<p>と。</p> <p>(2) 組織及び行財政の運営の基本的事項に関する事 (3) 財政に関する事 (4) 広報及び広聴に関する事 (5) 政策に係る調査研究に関する事 (6) 自治権拡充及び地方分権の総合的な推進及び調整に関する事 (7) 情報政策に関する事 (8) 区長の特命に関する事</p> <p>総務部</p> <p>(1) 他の部並びに区議会及び行政委員会等との連絡調整に関する事 (2) 職員の進退及び身分に関する事 (3) 職員の労務及び福利厚生に関する事 (4) 文書及び情報公開に関する事 (5) 区長及び副区長の秘書に関する事 (6) 職員の研修に関する事 (7) 他の部の主管に属しない事項に関する事</p> <p>危機管理部</p> <p>(1) 災害対策、危機管理及び地域生活の安全に関する事</p> <p>財務部</p> <p>(1) 公有財産の総合的な管理及び調整に関する事 (2) 契約及び検査に関する事 (3) 施設の営繕に関する事 (4) 区が賦課徴収する税及びこれに係る税外収入に関する事 (5) 土地の取得及び処分に関する事</p> <p>生活文化政策部</p>	<p>と。</p> <p>(2) 組織及び行財政の運営の基本的事項に関する事 (3) 財政に関する事 (4) 広報及び広聴に関する事 (5) 政策に係る調査研究に関する事 (6) 自治権拡充及び地方分権の総合的な推進及び調整に関する事 (7) 情報政策に関する事 (8) 区長の特命に関する事</p> <p>総務部</p> <p>(1) 他の部並びに区議会及び行政委員会等との連絡調整に関する事 (2) 職員の進退及び身分に関する事 (3) 職員の労務及び福利厚生に関する事 (4) 文書及び情報公開に関する事 (5) 区長及び副区長の秘書に関する事 (6) 職員の研修に関する事 (7) 他の部の主管に属しない事項に関する事</p> <p>危機管理部</p> <p>(1) 災害対策、危機管理及び地域生活の安全に関する事</p> <p>財務部</p> <p>(1) 公有財産の総合的な管理及び調整に関する事 (2) 契約及び検査に関する事 (3) 施設の営繕に関する事 (4) 区が賦課徴収する税及びこれに係る税外収入に関する事 (5) 土地の取得及び処分に関する事</p> <p>生活文化政策部</p>

改正後	改正前
<ul style="list-style-type: none"> (1) 市民活動の推進に関する事。 (2) 文化の振興及び国際化施策に関する事。 (3) 男女共同参画に関する事。 (4) 区民健康村及びふるさと交流に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市民活動の推進に関する事。 (2) 文化の振興及び国際化施策に関する事。 (3) 男女共同参画に関する事。 (4) 区民健康村及びふるさと交流に関する事。
<p>地域行政部</p>	<p>地域行政部</p>
<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域行政の総合的な調整に関する事。 (2) 戸籍及び住民記録に関する事。 (3) 窓口事務の総合的な調整に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域行政の総合的な調整に関する事。 (2) 戸籍及び住民記録に関する事。 (3) 窓口事務の総合的な調整に関する事。
<p>スポーツ推進部</p>	<p>スポーツ推進部</p>
<ul style="list-style-type: none"> (1) スポーツ施策の推進に関する事。 (2) オリンピック及びパラリンピックの調整に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) スポーツ施策の推進に関する事。 (2) オリンピック及びパラリンピックの調整に関する事。
<p>環境政策部</p>	<p>環境政策部</p>
<ul style="list-style-type: none"> (1) 環境施策の総合的な計画及び調整並びに環境の向上に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 環境施策の総合的な計画及び調整並びに環境の向上に関する事。
<p>経済産業部</p>	<p>経済産業部</p>
<ul style="list-style-type: none"> (1) 経済及び産業振興に関する事。 (2) 消費者施策に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 経済及び産業振興に関する事。 (2) 消費者施策に関する事。
<p>清掃・リサイクル部</p>	<p>清掃・リサイクル部</p>
<ul style="list-style-type: none"> (1) 廃棄物の減量及び適正な処理に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 廃棄物の減量及び適正な処理に関する事。
<p>保健福祉政策部</p>	<p>保健福祉政策部</p>
<ul style="list-style-type: none"> (1) 保健福祉に関する事。 (2) 地域保健福祉の総合的な計画及び調整に関する事。 (3) 国民健康保険、国民年金及び高齢者の保健医療に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保健福祉に関する事。 (2) 地域保健福祉の総合的な計画及び調整に関する事。 (3) 国民健康保険、国民年金及び高齢者の保健医療に関する事。
<p>高齢福祉部</p>	<p>高齢福祉部</p>
<ul style="list-style-type: none"> (1) 高齢者の福祉施策に係る計画及び調整に関する事。 (2) 高齢者の保健福祉施設の整備及びサービスに関する事。 (3) 介護保険に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 高齢者の福祉施策に係る計画及び調整に関する事。 (2) 高齢者の保健福祉施設の整備及びサービスに関する事。 (3) 介護保険に関する事。

改正後	改正前
<p>障害福祉部</p> <p>(1) 障害者の福祉施策に係る計画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 障害者の保健福祉施設の整備及びサービスに関すること。</p> <p>子ども・若者部</p> <p>(1) 子ども及び若者に係る施策の総合的な計画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 児童及び<u>ひとり親家庭</u>の福祉に関すること（児童相談所に関すること（児童相談所長の権限に関するものを除く。）を含む。）。</p> <p><u>(3) 保育に関すること。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>都市整備政策部</p> <p>(1) 都市計画の調整に関すること。</p> <p>(2) 住環境及び生活環境の整備の調整に関すること。</p> <p>(3) 建築行政に関すること。</p> <p>(4) 住宅施策に関すること。</p> <p>(5) 都市開発に関すること。</p> <p>(6) 防災街づくりに関すること。</p> <p>(7) 自然的環境の保護及び回復に関すること。</p> <p>(8) 公園の管理及び整備に関すること。</p> <p>道路・交通計画部</p> <p>(1) 道路、河川及び水路の管理（財産管理に限る。）に関すること。</p> <p>(2) 道路の整備に関すること。</p> <p>(3) 交通政策に関すること。</p> <p>土木部</p>	<p>障害福祉部</p> <p>(1) 障害者の福祉施策に係る計画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 障害者の保健福祉施設の整備及びサービスに関すること。</p> <p>子ども・若者部</p> <p>(1) 子ども及び若者に係る施策の総合的な計画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 児童及び<u>母子</u>の福祉に関すること（児童相談所に関すること（児童相談所長の権限に関するものを除く。）を含む。）。</p> <p><u>保育部</u></p> <p><u>(1) 保育に関すること。</u></p> <p><u>(2) 保育に係る施策の計画及び調整に関すること。</u></p> <p>都市整備政策部</p> <p>(1) 都市計画の調整に関すること。</p> <p>(2) 住環境及び生活環境の整備の調整に関すること。</p> <p>(3) 建築行政に関すること。</p> <p>(4) 住宅施策に関すること。</p> <p>(5) 都市開発に関すること。</p> <p>(6) 防災街づくりに関すること。</p> <p>(7) 自然的環境の保護及び回復に関すること。</p> <p>(8) 公園の管理及び整備に関すること。</p> <p>道路・交通計画部</p> <p>(1) 道路、河川及び水路の管理（財産管理に限る。）に関すること。</p> <p>(2) 道路の整備に関すること。</p> <p>(3) 交通政策に関すること。</p> <p>土木部</p>

改正後	改正前
<p>(1) 道路、河川及び水路の管理（財産管理を除く。）に関する こと。</p> <p>(2) 道路の工事の計画及び実施に関すること。</p> <p>(3) 河川、水路及び下水道の整備に関すること。</p> <p>(4) 交通安全及び自転車対策に関すること。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、平成3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成6年3月14日条例第1号）</p> <p>この条例は、平成6年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成7年3月10日条例第1号）</p> <p>この条例は、平成7年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成8年3月13日条例第1号）</p> <p>この条例は、平成8年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成9年3月12日条例第1号）</p> <p>この条例は、平成9年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成10年3月12日条例第3号）</p> <p>この条例は、平成10年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成11年3月11日条例第4号）</p> <p>この条例は、平成11年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成12年3月13日条例第2号）</p> <p>この条例は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成13年3月13日条例第2号）</p> <p>この条例は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成14年3月13日条例第4号）</p> <p>この条例は、平成14年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成15年10月1日条例第61号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成16年3月12日条例第4号）</p>	<p>(1) 道路、河川及び水路の管理（財産管理を除く。）に関する こと。</p> <p>(2) 道路の工事の計画及び実施に関すること。</p> <p>(3) 河川、水路及び下水道の整備に関すること。</p> <p>(4) 交通安全及び自転車対策に関すること。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、平成3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成6年3月14日条例第1号）</p> <p>この条例は、平成6年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成7年3月10日条例第1号）</p> <p>この条例は、平成7年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成8年3月13日条例第1号）</p> <p>この条例は、平成8年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成9年3月12日条例第1号）</p> <p>この条例は、平成9年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成10年3月12日条例第3号）</p> <p>この条例は、平成10年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成11年3月11日条例第4号）</p> <p>この条例は、平成11年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成12年3月13日条例第2号）</p> <p>この条例は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成13年3月13日条例第2号）</p> <p>この条例は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成14年3月13日条例第4号）</p> <p>この条例は、平成14年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成15年10月1日条例第61号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成16年3月12日条例第4号）</p>

改正後	改正前
<p>この条例は、平成16年4月1日から施行する。 附 則（平成18年3月14日条例第2号） この条例は、平成18年4月1日から施行する。 附 則（平成19年3月14日条例第3号） この条例は、平成19年4月1日から施行する。 附 則（平成20年3月11日条例第1号） この条例は、平成20年4月1日から施行する。 附 則（平成21年3月9日条例第1号） この条例は、平成21年4月1日から施行する。 附 則（平成26年3月7日条例第2号） この条例は、平成26年4月1日から施行する。 附 則（平成27年3月9日条例第1号） この条例は、平成27年4月1日から施行する。 附 則（平成28年3月8日条例第1号） この条例は、平成28年4月1日から施行する。 附 則（平成29年3月7日条例第3号） この条例は、平成29年4月1日から施行する。 附 則（平成30年3月6日条例第3号） この条例は、平成30年4月1日から施行する。 附 則（平成31年3月5日条例第2号） この条例は、平成31年4月1日から施行する。 附 則（令和2年3月4日条例第2号） この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>この条例は、平成16年4月1日から施行する。 附 則（平成18年3月14日条例第2号） この条例は、平成18年4月1日から施行する。 附 則（平成19年3月14日条例第3号） この条例は、平成19年4月1日から施行する。 附 則（平成20年3月11日条例第1号） この条例は、平成20年4月1日から施行する。 附 則（平成21年3月9日条例第1号） この条例は、平成21年4月1日から施行する。 附 則（平成26年3月7日条例第2号） この条例は、平成26年4月1日から施行する。 附 則（平成27年3月9日条例第1号） この条例は、平成27年4月1日から施行する。 附 則（平成28年3月8日条例第1号） この条例は、平成28年4月1日から施行する。 附 則（平成29年3月7日条例第3号） この条例は、平成29年4月1日から施行する。 附 則（平成30年3月6日条例第3号） この条例は、平成30年4月1日から施行する。 附 則（平成31年3月5日条例第2号） この条例は、平成31年4月1日から施行する。 附 則（令和2年3月4日条例第2号） この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>